

唐津市国民保護計画の概要

【注意】

計画本文の主要な事項のみを要約記述していますので、全てを網羅しておりません。本計画本文の詳細及び資料編は別途計画全文をご覧ください。

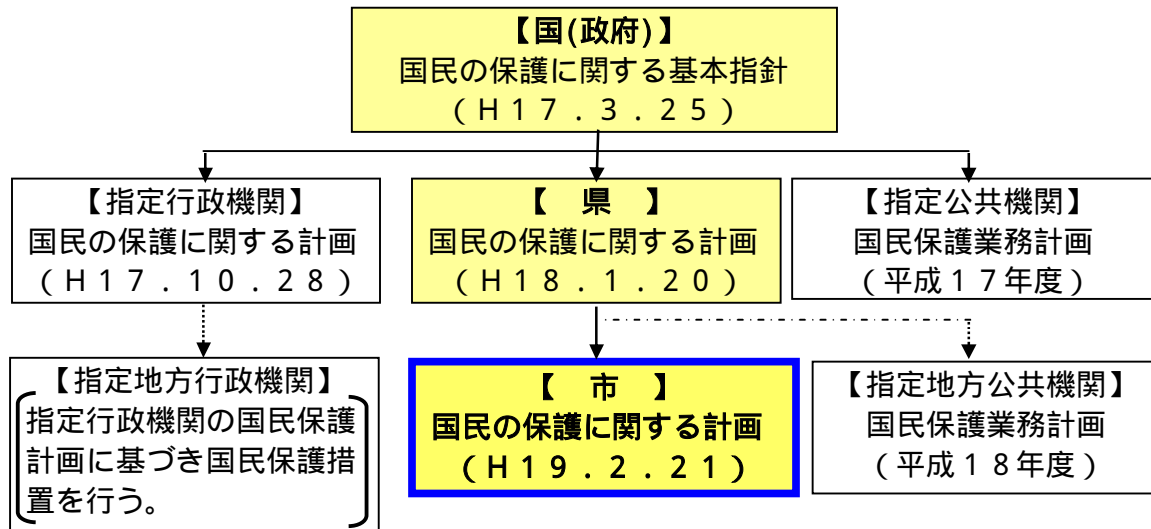
1 全般

(1) 唐津市国民保護計画の位置付け

ア 県は、国の「基本指針」に基づき、平成18年1月20日に「佐賀県国民保護計画」を作成しました。また、平成18年度に、指定公共機関も国民保護のための計画「国民保護業務計画」を作成しています。

イ 市は、県の作成した「佐賀県国民保護計画」に基づき平成19年2月21日に「唐津市国民保護計画」を作成しました。これにより、国、県、市としての国民保護の仕組みが整うことになります。

《 国(政府)、県、市等の国民の保護に関する計画の全般構成 》



(2) 計画の目的

本計画は、市が国民保護のための措置すべき事項及び県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連携事項並びに市民が協力すべき事項と、これらに関する業務等の大綱を定め、国民の保護に関する措置の総合的、かつ、計画的推進を図るためのものです。

また、国民保護措置を的確、迅速に実施し、市の全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を遂行するために定めたものです。

(3) 計画の構成

唐津市の国民保護計画は、佐賀県国民保護計画に基づき作成し、以下の5編及び資料編により構成しています。

- 第1編 総論
 - 第2編 平素からの備えや予防
 - 第3編 武力攻撃事態等への対処
 - 第4編 復旧等
 - 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

2 各編の要約

第1編 「総論」

第1章 総則

計画の位置付け、市の責務、計画の目的及び構成等について記述しています。

第2章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

国民の保護に関する措置の仕組み、関係機関の事務又は業務の大綱及び関係機関対策本部の連絡先等について記述しています。

第3章 計画の前提となる各種事態（想定脅威等）

武力攻撃事態等の類型及び緊急処理事態の区分並びにこれらの特徴について記述しています。

第4章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための基本指針として、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力、日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、放送事業者の表現の自由への配慮、高齢者、障害者等への配慮並びに国際人道法の的確な実施、国民保護措置に従事する者等の安全の確保について記述しています。

第5章 唐津市の地理的、社会的特性等

唐津市の気象及び海岸、山地、河川、ダム、離島、主要道路、鉄道及び港湾等の地理的特性について記述しています。

また、行政関係施設、電気、石油コンビナート、上下水道、通信施設等のライフライン関連施設及び人口分布並びに建物状況等の社会的特性について記述しています。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

武力攻撃事態等が発生した場合に備え、国、県、市及び関係機関が、一体となって、相互に緊密な連携を図りつつ、平素から組織や通信、情報収集・提供等に係る様々な体制について十分な整備を図っておくことの必要性について記述しています。

第1 県の組織・体制

県が定めている、県の各本部等における平素の業務、県職員の24時間即応体制の充実等について記述しています。

第2 市の組織・体制の整備

国民保護措置のための市の「緊急事態情報連絡室」「緊急事態警戒本部」「緊急事態対策本部」「国民保護対策本部」の活動体制とそれらの整備及び市の各対策部等における平素の業務について記述しています。

また、武力攻撃事態等が発生した場合の国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の迅速な処理等について記述しています。

第3 関係機関等との連携体制の整備

基本的考え方、県との連携、近接市町及び関係機関との連携体制の整備について記述しています。

第4 通信体制の整備

非常通信体制の整備、非常通信の取扱い、優先利用ができる一般加入電話、唐津市有線テレビジョン放送による市行政放送及びインターネット等、移動体通信（携帯電話等）について記述しています。

第5 情報収集・提供等の体制整備

基本的考え方、警報等の受領・伝達に必要な準備、安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備について記述しています。

第6 研修及び訓練

県の研修機関等における研修の活用と、県における訓練への参加及び市における訓練の実施並びに訓練にあたっての留意事項に等について記述しています。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1 避難

市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の準備、避難に関する基本的事項及び市の避難集合施設の指定並びに県が行う避難施設指定への協力等について記述しています。

第2 救援

医療の請求方法等救援に関する基本的事項及び救援に関する県との調整について記述しています。

第3 市における避難及び救援に関する共通的事項

運送事業者の輸送力・輸送施設の把握、輸送・交通体制の整備及び県と連携して行なう交通の確保に関する体制の整備並びに避難、救援マニュアル作成について記述しています。

第3章 生活関連等施設の把握と安全確保

第1 生活関連等施設

市は、武力攻撃事態等において国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる発電所や浄水施設、ダム施設など生活関連等施設の種類及びこれらの把握並びに国や県警察等の関係機関と連携した平素からの安全確保について記述しています。

第2 市及び県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設及び市が管理する公共施設等に対する警戒の措置について記述しています。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

第1 基本的考え方

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、従来の防災のための備蓄、整備との関係と、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備等について記述しています。

第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市が管理する施設及び設備の整備、点検は、平素から国民保護措置の実施も念頭において行うとともに、上下水道等について、自家発電等の施設整備及び自然災害に対する既存の予防措置及び系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備、

武力攻撃事態等におけるライフライン施設の確保について記述しています。

第3 復旧のための各種資料等の整備

市は、県と連携して行なう武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のための地籍調査、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等の既存データの活用、整備、保存及びバックアップ体制の整備について記述しています。

第5章 国民保護に関する啓発

第1 国民保護措置に関する啓発

市が、県（国）と連携して行なう、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ、ホームページ及び住民向けの研修会、講演会等の実施様々な媒体等を活用した住民に対する啓発について記述しています。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する住民の通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等の活用による住民への周知について記述しています。

また、市として、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についての普及について記述しています。

更に、車両の運転者のとるべき措置の周知徹底について記述しています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1 基本的な考え方

即応体制を強化すべき事態等の判断基準と情報の収集、伝達について記述しています。

第2 国民保護対策本部設置前における初動体制

県と連携した迅速な初動体制の確立等の即応体制の強化及び国が唐津市に対し事態認定をした場合と、していない場合の「緊急事態情報連絡室」「緊急事態警戒本部」「緊急事態対策本部」のそれぞれの唐津市の対応について記述しています。

第3 国民保護対策本部への移行要領

市国民保護対策本部設置手順等について記述しています。

第4 国に対する「対策本部を設置すべき市」の指定要請等

市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合で、市における国民保護措置を推進するために必要があると認める場合において、国に対する「対策本部を設置すべき市」の指定要請等について記述しています。

第2章 国民保護対策本部

第1 国民保護対策本部の設置

国民保護対策本部の設置基準、場所、構成、職員の参集配備、活動内容及び国民保護対策本部会議、市現地対策本部の設置、市対策本部長の権限について記述しています。

第2 市対策本部等における広報

県及び防災関係者等と緊密な連携を取るとともに、災害状況に関する情報や生

活関連情報等市民に役立つ情報を様々な媒体を活用して、報道機関の協力も得ながら、市ホームページを活用した情報提供等について記述しています。

第3 通信の確保

情報通信手段の確保、機能確認、通信輻輳^{ふくそう}により生じる混信等の対策等について記述しています。

第3章 関係機関相互の連携

第1 県（国）の対策本部との連携

県（国）との連携、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等への措置要請等について記述しています。

第2 自衛隊の部隊等の派遣要請等

知事に対する自衛隊の派遣要請依頼、市対策本部及び現地調整所における自衛隊との緊密な連携について記述しています。

第3 他の市町村長等への応援の要求、事務の委託

他の市町村長等への応援の要求、事務の一部委託について記述しています。

第4 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請、総務大臣に対する職員派遣の斡旋の求めについて記述しています。

第5 市の行う応援等

他の市町村に対して行う応援、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等について記述しています。

第6 ボランティア団体等に対する支援等

市が行う自主防災組織等に対する支援及びボランティア活動への支援並びに民間からの救援物資の受入れについて記述しています。

第7 住民への協力要請

市が、国民保護法の規定により行なう避難住民の誘導の援助（災害弱者等要援護者に対する援助等）、避難住民等の救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助及び保健衛生の確保措置の援助についての協力の要請並びに避難等に関する訓練への参加について記述しています。

第4章 警報の発令、通知、伝達

第1 警報の通知及び伝達

国の警報の発令及び通知、知事による警報の通知及び伝達、市の警報伝達について記述しています。

第2 警報の解除

警報の解除の伝達について記述しています。

第3 県警察による警報の伝達への協力

県警察との警報の伝達の連携について記述しています。

第5章 県による緊急通報の発令と伝達及び通知

第1 県による緊急通報の発令

県知事の緊急通報の発令、緊急通報の内容、緊急通報の通知方法、放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送について記述しています。

第2 市の緊急通報の伝達及び通知

市が県から緊急通報を受領した場合の住民や関係機関への伝達・通知方法につ

いて記述しています。

第6章 避難の指示等

第1 国の対策本部長による避難措置の指示及び県知事による避難の指示

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の受信、県の対応、県による避難の指示、県による避難の指示をした場合の通知について記述するとともに、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送、県による県の区域を越える住民の避難の調整、避難措置の指示の解除等及び県が避難の指示に当たって配慮する事項並びに県による武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項について記述しています。

第2 避難住民の誘導等

市対策本部長の避難指示の通知・伝達、避難実施要領、唐津市における避難パターン等、避難住民の誘導について記述しています。

第3 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う避難所等の住民の安全確保、犯罪の予防及び多数の者が利用する施設等の安全確保への協力並びに避難所等における各種防犯活動、住民等からの相談に対応等住民等の不安感の軽減等について記述しています。

第7章 救 援

第1 救援活動

救援の実施、救援の補助について記述しています。

第2 県及び関係機関との連携

県への要請等、救援の内容について記述しています。

第3 医療活動を実施する際に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合における医療活動の留意事項について記述しています。

第4 救援の際の物資の売り渡し要請等

市が、県から救援の委託があり、救援の際の物資の売り渡し要請等を行なう権限を与えられ、救援を行うため必要があるときにおける法の規定に基づく措置について記述しています。

第8章 安否情報の収集・提供

第1 市が行う安否情報の収集等

市が行う安否情報の収集、市から県への安否情報の報告について記述しています。

第2 市が行う安否情報の照会に対する回答

安否情報の照会の受付、安否情報の回答、個人情報の保護への配慮について記述しています。

第3 市による日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったとき、市が保有する外国人に関する安否情報の提供について記述しています。

第4 県が行う安否情報の収集等

県が行う安否情報の収集、県警察からの通知、市町長への報告時期の指定、安否情報の整理及び県知事から総務大臣への安否情報の報告について記述しております。

第5 県が行う安否情報の照会に対する回答

安否情報の照会の受付、安否情報回答、個人情報保護への配慮について記述

しています。

第6 県が行う日本赤十字社に対する協力等

日本赤十字社佐賀県支部の要請があったときは、保有する外国人に関する安否情報を提供することについて記述しています。

第9章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市は、国から武力攻撃災害への対処について、指示があったとき、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずること及び知事等への措置要請並びに対処に当たる職員の安全の確保について記述しています。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報

市長への通報、武力攻撃災害の兆候の通報の流れについて記述しています。

第3 生活関連施設の安全確保

生活関連等施設の状況の把握、市が管理する施設の安全の確保、施設管理者に対する措置の要請、立ち入り制限区域の指定の要請、県の行う措置等について記述しています。

第4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に関する措置命令、警備の強化及び危険物質等の管理状況報告、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止について記述しています。

第5 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、県と連携し、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応と対処現場における初動的な応急措置の実施について記述しています。

第6 応急措置等

退避の指示、退避の指示に伴う措置、安全の確保等、警戒区域の設定、事前措置等、応急公用負担等及び消防に関する措置等について記述しています。

第10章 武力攻撃原子力への対処

第1 基本的事項

基本的考え方、基本的な防護対策について記述しています。

第2 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

市は、原子力発電所に対するゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、テロによる攻撃等の武力攻撃事態等に備えた環境放射線モニタリングによる測定資料の収集及び県被ばく医療体制との連携強化並びに安定ヨウ素剤等の備蓄並びに武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施について記述しています。

第3 安全確保のための要請等

安全確保のための要請、立入制限区域の指定の要請、原子炉の運転停止等の要請、武力攻撃等の兆候の通報について記述しています。

第4 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

原子力管理者による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報、知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報について記述しています。

第5 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び知事による通知等

国の対策本部長による公示、知事による公示の通知について記述しています。

第6 市が行う放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報及び公示
放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者又は指定行政機関の長若しくは県から通知を受けたときの消防機関等に対する連絡方法等について記述しています。

第7 活動体制の整備

現地対策本部への職員派遣等、武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携について記述しています。

第8 応急対策の実施等

応急対策の内容、応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等について記述しています。

第11章 被災情報の収集及び報告

市が行なう被災情報を収集と知事に対する報告に当たっての情報の収集及び報告に関する必要な事項について記述しています。

第12章 保健衛生の確保その他の措置

第1 保健衛生の確保

健康相談対策、防疫対策、食品衛生確保対策、飲料水衛生確保対策及び栄養指導対策について記述しています。

第2 廃棄物の処理

廃棄物処理の特例及び廃棄物処理対策について記述しています。

第3 文化財の保護

重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等、国宝等の被害を防止するための措置の施行について記述しています。

第13章 国民生活の安定に関する措置

第1 生活関連物資等の価格安定

生活関連物資等の供給と相談窓口の設置及び県が実施する措置に対する協力について記述しています。

第2 避難住民等の生活安定等

被災児童生徒等に対する教育、公的徴収金の減免、就労状況の把握と雇用の確保及び生活再建資金の融資等について記述しています。

第3 生活基盤の確保

県による生活基盤等の確保、指定地方公共機関による生活基盤等の確保及び市による生活基盤等の確保について記述しています。

第14章 交通規制

第1 県警察により行われる措置

交通状況の把握、交通規制の実施、緊急通行車両の確認、交通規制等の周知徹底及び緊急交通路確保のための権限等、関係機関との連携について記述しています。

第2 市が行う交通に係る措置

交通状況の把握及び避難路の選定、県並びに関係機関との連携について記述しています。

第15章 特殊標章等の交付及び管理

第1 法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等、特殊標章等、特殊標章等の交付及び管理について記述しています。

す。

第2 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義並びにそれらを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めることについて記述しています。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第1 基本的考え方

市が管理する施設及び設備の緊急点検及び通信機器の応急の復旧、県（国）に対する支援要請等について記述しています。

第2 ライフライン施設の応急の復旧等

市が管理するライフライン施設の応急の復旧及び県による市等に対する支援等について記述しています。

第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

市が行なう輸送路の優先的な確保のための措置と総合調整及び市及び県が管理する道路等の輸送施設の応急復旧について記述しています。

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1 基本的考え方

国における所要の法制の整備及び市、県が管理する施設並びに設備の復旧について記述しています。

第2 市防災計画の準用

武力攻撃等の災害発生に伴う災害復旧において、市防災計画の「災害復旧復興計画」を準用することについて記述しています。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1 県による損失補償、実費弁償及び損害補償

国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求について記述しています。

第2項 損失補償、実費弁償及び損害補償

県による損失補償等の手続き、医療を行った医療関係者に対する国民保護法施行令で定める基準に基づく実費の弁償及び損害補償について記述しています。

第3項 総合調整及び指示に係る損失の補填

県、国による国民保護措置の実施に関しての総合調整及び県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続並びに損失の補てん等について記述しています。

第2 市が国民保護措置に要した費用の支弁等

国に対する負担金の請求、損失補償及び損害補償、総合調整並びに指示に係る損失の補填について記述しています。

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態

第1 基本的考え方

市の国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態と、これらの事態における緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの対処について記述しています。

第2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態における、県（国）、市の緊急対処事態における警報の通知及び伝達及び警報の解除について記述しています。